

2026年4月1日

合併に関する事項（事後開示事項）について

東京都港区東新橋一丁目5番2号
リコーリース株式会社
代表取締役社長執行役員 中村 徳晴

当社は、テクノレント株式会社（以下「テクノレント」といいます。）との間で、2026年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、テクノレントを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する事後開示事項（会社法第801条第1項、会社法施行規則第200条）は、以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 消滅会社（テクノレント）における手続の経過

(1) 会社法第784条の2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続について

テクノレントの株主は、同社の特別支配株主である当社のみであったため、会社法第784条の2に定める吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続について

テクノレントの株主は、同社の特別支配株主である当社のみであったため、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続について

テクノレントは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条第1項に定める新株予約権の買取請求について、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）

テクノレントは、2026年2月27日、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、官報公告及び電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間内に本合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社（当社）における手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続について

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併に該当するため、当社の株主は、会社法第 796 条の 2 に定める吸収合併をやめることの請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の買取請求）の規定による手続について

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 2 月 27 日付で電子公告を行いました。株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続について

当社は、2026 年 2 月 27 日、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、官報公告及び電子公告により、債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間内に本合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社がテクノレントから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併により、テクノレントからその権利義務の全部を承継しました。

5. テクノレントが備え置いた書面に記載された事項

テクノレントが会社法第 782 条第 1 項の規定によりその本店に備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除きます。）は別紙のとおりです。

6. 本合併の登記をした日

2026 年 4 月 1 日

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2026年2月27日

吸収合併にかかる事前開示書類

東京都港区東新橋一丁目5番2号
テクノレント株式会社
代表取締役 社長執行役員 黒川 憲司

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、完全親会社であるリコーリース株式会社（以下「リコーリース」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、リコーリースとの間で、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

本合併に関する事前開示事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第182条）は、以下のとおりです。

1. 本合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び同条第3項）

リコーリースは、本合併に際して、当社の株主に対して当社の株式に代わる金銭等を交付しませんが、本合併は完全親子会社間の合併であることから、相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び同条第4項）

前項に記載のとおり、合併対価の交付は行われなため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び同条第5項）

該当事項はありません。

5. リコーリースに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

リコーリースは有価証券報告書及び半期報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」の閲覧サイトのほか、次のリコーリースのホームページよりご覧いただけます。

<https://www.r-lease.co.jp/ir/library/portfolio/>

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項）

該当事項はありません。

7. リコーリースの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

2025 年 3 月 31 日現在、当社及びリコーリースの貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、次のとおりです。

	リコーリース	当社
資産の額	1,367,110 百万円	29,257 百万円
負債の額	1,138,582 百万円	22,016 百万円
純資産の額	228,527 百万円	7,241 百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後におけるリコーリースの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

これに加え、リコーリースの収益及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、同社が本合併により承継し負担することとなる当社の債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以上